セカンドオピニオン

2026年10月5日

東京都

ＴＯＫＹＯレジリエンスボンド（令和 8 年 10 月発行予定）

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：森安　圭介

格付投資情報センター(R&I)は、東京都のTOKYOレジリエンスボンド(令和 8 年 10 月発行予定)について、クライメートボンド基準(v4.3)及びクライメート・ボンド・イニシアチブ(Climate Bonds Initiative: CBI)が運営するクライメートボンド認証における以下の基準等に適合していることを確認し、外部レビュー報告書として意見を提供する。債券の資金使途はすべてクライメートボンド基準に従う適格なクライメートレジリエンス投資である。

なお、債券発行にあたり東京都が策定した TOKYO レジリエンスボンド・フレームワーク(令和 8 年 8 月)が国際資本市場協会(ICMA)の原則・ガイドラインと国内ガイドラインに適合していることも併せて確認した。

クライメートボンド基準(v4.3、CBI)	クライメートボンドレジリエンス・タクソノミー（CBRT）(2025 年 8 月、CBI)
CBRT に関する認証基準(2025 年 8 月、CBI)	水インフラの基準(v3.4、CBI)
送配電網と蓄電池の基準(2022 年 3 月、CBI)	
グリーンボンド原則(2025、ICMA)	ソーシャルボンド原則(2025、ICMA)
グリーンボンドガイドライン(2026、環境省)	ソーシャルボンドガイドライン(2021、金融庁)
サステナビリティボンド・ガイドライン(2021、ICMA)	

■対象債券の資金使途

No.	対象プロジェクト	充当予定事業例	クライメートレジリエンスへの貢献	CBI セクター別クライテリア
1	中小河川の整備	善福寺川 神田川	豪雨時の貯留容量増加や市街地への氾濫流入リスク低減による強靭性の向上	水インフラの基準
2	東京港・島しょ海岸保全施設整備事業	＜東京港＞ 平久運河(江東地区)、朝潮運河(中央地区)、京浜運河(港南地区) ＜島しょ＞ 伊豆諸島	防潮堤等の嵩上げによる高潮等への強靭性の向上	水インフラの基準
3	河川施設の耐震・耐水化	新中川	耐震・耐水対策による高潮への強靭性の向上	水インフラの基準
4	下水道事業における浸水対策	上野・浅草駅地区の管きょ	下水道幹線、貯留施設等の整備や、水再生センター・ポンプ所の耐水化の強化による浸水への強靭性の向上	水インフラの基準

株式会社格付投資情報センター
Copyright(C) 2026 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目２２番地テラススクエア　（お問い合わせ）サステナブルファイナンス営業部　TEL 03-6273-7408

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧下さい。

No.	対象プロジェクト	充当予定事業例	クライメートレジリエンスへの貢献	CBI セクター別クライテリア
5	無電柱化の推進	環八通り(本土)	暴風時等の電柱倒壊リスク低減による強靭性の向上 電線類を暴風等の影響から保護することによる強靭性の向上	送配電網と蓄電池の基準
		若郷漁港(伊豆諸島)	暴風時等の電柱倒壊リスク低減による強靭性の向上 電線類を暴風等の影響から保護することによる強靭性の向上	CBRT に関する認証基準
6	土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備	＜砂防施設＞ 沢立沢 ＜海岸保全＞ 沢尻・長浜海岸 ＜急傾斜地崩壊対策＞ 七軒町	不安定な斜面の安定化による強靭性の向上 波浪減退等による高潮等への強靭性の向上	CBRT に関する認証基準
7	港湾建設事業	利島港	暴風による波浪に対する沿岸構造物の強化による強靭性の向上	CBRT に関する認証基準

■対象プロジェクトと ICMA 原則の事業区分の対応

No.	対象プロジェクト	事業区分(GBP/SBP)
1	中小河川の整備	気候変動に対する適応 手ごろな価格の基本的インフラ設備(防災・減災対策)
2	東京港・島しょ海岸保全施設整備事業	気候変動に対する適応 手ごろな価格の基本的インフラ設備(防災・減災対策)
3	河川施設の耐震・耐水化	気候変動に対する適応 手ごろな価格の基本的インフラ設備(防災・減災対策)
4	下水道事業における浸水対策	気候変動に対する適応 手ごろな価格の基本的インフラ設備(防災・減災対策)
5	無電柱化の推進	気候変動に対する適応 手ごろな価格の基本的インフラ設備(防災・減災対策)
6	土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備	気候変動に対する適応 手ごろな価格の基本的インフラ設備(防災・減災対策)
7	港湾建設事業	 手ごろな価格の基本的インフラ設備(防災・減災対策) 必要不可欠なサービスへのアクセス 気候変動に対する適応

■オピニオンの目的と構成

TOKYOレジリエンスボンド・フレームワークは ICMA のグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン及びクライメートボンド基準に基づき、調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定プロセス、調達資金の管理、レポーティングの各要素を説明している。

東京都はプロジェクトの選定にあたり、気候変動の影響に伴い支援が必要な人々を対象とする事業であって、明確な便益が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であることを考慮している。この点について R&I は東京都からの依頼に基づき、CBI のクライメートボンド基準(CBS)に沿って発行予定の債券の適合性を確認した。CBS とクライメートボンドレジリエンス・タクソノミー(CBRT)を適用する手順に従い、一部のプロジェクトについては CBI のセクター別クライテリア「水インフラの基準」「送配電網と蓄電池の基準」を適用した。セクター別クライテリアに該当しないそれ以外のプロジェクトの適格性評価については「CBRT に関する認証基準」を適用した。

以上を踏まえ、本評価リポートは次のように構成している。1 に資金調達者の概要を述べたあと、2～5 に CBS・ICMA 原則の適合性を 4 要素に沿って確認する。「2.調達資金の使途」では、対象プロジェクトにおけるクライメートレジリエンス投資の適格性を確認するとともに、ICMA 原則における環境改善効果・社会的効果を確認する。

■レジリエンス・ファイナンスとは

- CBI が認証するクライメートボンドは気候変動の緩和と適応の両方に貢献する資金調達の仕組みである。CBI はこれまで様々な分野にセクター別クライテリアを設定して、クライメートボンドの認証を推進している。この中で気候変動の適応策への投資が実施されてきた。CBI によれば全世界の広範な活動に及ぶ適応策の膨大な資金需要に対して十分に資金が供給されていない。CBI はクライメートボンド認証の枠組みの拡張に取り組んできた。
- CBI は 2024 年 11 月に既存のセクター別クライテリアではカバーしきれない適応プロジェクトの一覧 CBRT を発案した。意見公募などを踏まえ、2025 年 8 月に初版を確定・公表した。これに併せて CBS をバージョン 4.3 に更新して、プロセスベースのクライメートレジリエンス投資(Climate Resilience Investment)の評価基準を新たに策定した。クライメートレジリエンス投資は、CBI のセクター別クライテリアを満たすレジリエンスに関する投資と、CBRT に関する認証基準を満たす投資の両方を含む。
- 令和 7 年 10 月に発行された TOKYO レジリエンスボンドは、CBRT に関する認証基準を用いて CBS の認証を取得したレジリエンスボンド第 1 号となった。



- CBRT で適格となる投資は以下のすべての条件を満たす必要がある。
 - Ⅰ. クライメートレジリエンスに対して実質的な貢献(Substantial Contribution)がある
 - Ⅱ. 不適切な適応(Maladaptation)のリスクが特定・管理される
 - Ⅲ. 気候変動緩和の目的を著しく妨げない(Do No Significant Harm: DNSH)
- 既存のセクター別クライテリアに沿って気候変動への適応策の適格性を評価する場合、セクター別クライテリアに定める緩和策の適格基準を満たす必要がある。
- 適応策の要求事項にある「不適切な適応策」(maladaptation)とは、気候とその影響の複雑性を背景に、適応策のリスク評価の範囲の外側で意図しない悪影響が生じる可能性や、気象条件や損失・被害の推定を上回る事象が生じる可能性について配慮されているかという観点である。

1. 資金調達者の概要



［東京都：シンボルマーク］

- 東京都は約 1,400 万人の人口を抱える日本国の首都で、世界有数の大都市。
- 持続可能な社会の実現に対する関心が世界的に高まる中で、気候危機の一層の深刻化など、自然環境を取り巻く状況は世界規模で大きな課題となっている。
- これに対処するため、2020 年以降の気候変動対策の枠組みである「パリ協定」が採択され、脱炭素への取組はもとより、気候変動への適応策を強化し、資金の流れをこれに適合させることが謳われた。また、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるなど、世界で様々な取組が進められている。
- こうした中、東京都は、深刻化する気候危機などに対して、2040 年代に目指す強靭化された東京の姿を明らかにし、その実現に向けて強化した施策の全体像を取りまとめた「TOKYO強靭化プロジェクト」を策定した。気候変動の影響によって頻発化・激甚化する風水害などから都民の生命と暮らしを守り、日本を支える首都東京の機能や国際都市東京の経済活動を維持する。
- 都市の強靭化に向けては、インフラ整備等に非常に長い時間とコストを要することから、将来を見据えて、しっかりと財源を確保し、中長期的にわたり安定的・継続的に取り組んでいかなければならない。加えて、激甚化する風水害などへの対策は世界共通の課題であり、都が率先して気候変動適応策への投資を促進することが重要である。さらに、海外に向けて都の災害に対する強靭性や高い技術力によって支えられている取組を発信し、レジリエントな都市・東京の周知に取り組んでいくことも必要である。
- このような観点から、資金の充当先を風水害対策に特化した「TOKYOレジリエンスボンド」を、海外市場において発行する。多様な投資家から資金を呼び込むことで、100 年先も安心して暮らせる、強靭で持続可能な都市・東京を実現していく。

2. 調達資金の使途

CBS に従って調達資金を充当するプロジェクトについて、本稿 1 ページに記載の内容を含み適切に一覧表示され、債券の発行額を上回る金額の対象プロジェクトが適切に割り当てられる。対象プロジェクトは CBS 及びセクター別クライテリア（CBRT 含む）の適格性を満たしている。また、ICMA 原則に照らして調達資金の使途は適切であり、対象プロジェクトは明確な環境改善効果・社会的効果をもたらす。

(1) 充当プロジェクト

- 充当プロジェクトは TOKYO レジリエンスボンド・フレームワークで開示する対象プロジェクトの中からクライメートレジリエンス投資の適格性を満たすものを抽出している。フレームワークにて充当予定事業に係る事業区分、対象事業、対応する課題、対象となる人々を開示している。これらのプロジェクトはグリーン及びソーシャルの両面を持つものと東京都は捉えている。調達資金は全て、対象事業における新規支出に充当され、既存支出のリファイナンスには用いない。プロジェクトに充当する金額は、今回の TOKYO レジリエンスボンド以外のグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドによる調達資金により割り当てる金額と重複することはない。

(2) クライメートレジリエンス投資の適格性及び環境改善効果・社会的成果

<u>No. 1 中小河川の整備</u>

＜クライメートレジリエンス投資の適格性＞

■ 基準の適用

適応策	適用するクライテリア
洪水等による水害防止のための中小河川の整備	水インフラの基準(v3.4、CBI)

気候変動に対するレジリエンスへの貢献：近年、都内では1時間に 50mm 以上の降雨の発生率が増加傾向にあることや、局地的な集中豪雨や総雨量の大きな台風性の降雨により浸水被害も発生している。整備対象は隅田川以西の中小河川のうち 46 河川 324km。この流域は世界でも有数の市街化が進んだ地域である。特に川沿いまで建物が密集している。区部は事業用の建物が多く、地下街や地下鉄もある。一部では 1 兆円/km^2 を超える一般資産の集積がみられる。浸水被害が発生した場合の損害は極めて大きいことから、これらの豪雨に対応していくための治水対策が求められている。

2040 年代に向けたインフラ整備に際しての気候変動シナリオは、より安全な備えをする観点から、平均気温 2℃上昇を基本とする。計画雨量の算定では、過去の長期データによる発生頻度に基づく雨量に対して 2℃上昇時の降雨量変化として 1.1 倍を加味する。数時間降り続く線状降水帯のような長雨や局所的に 100mm を超える集中豪雨などにも効果を発揮するよう新たな整備手法にも取り組む。将来の降雨量増大など気候変動への対応に向け、降雨量増加分には、主に調節池等による対応を基本に、既存ストックの有効活用などにより効率的・効果的な対策を実施していく。

不適切な適応がもたらすリスクの特定と管理：東京都は様々な分野にわたる適応策を横断的に検討・実施する必要があるという認識に基づき、気象データや適応策の影響などの情報を広く収集・分析して、各局と連携して「東京都気候変動適応計画」を推進していく。河川については、令和 5 年 12 月に「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、河川全体の水利用、水関連生態系サービス等への影響を踏まえた「河川整備計画」に加えて、気候変動の影響の不確実性を考慮に入れて施策を実施していく。

気候変動の緩和に対する DNSH:整備後の河道と調節池などの運用中に大量の CO2 が排出されることは想定されない。また建設工事においては環境負荷を最小限に抑える方針に従い、省エネルギーに努める。したがって、プロジェクト実施が CO2 排出増加につながることは想定されない。

＜環境改善効果及び SDGs 目標との関係＞

- 近年、全国では計画規模を超える豪雨により甚大な被害が発生しており、都内では1時間 50mm 以上の降雨の発生率が増加傾向にある。このような状況において、今後の気候変動の影響に伴う降雨量の増加や海面上昇などにより、風水害リスクの高まりが懸念されている。
- 東京都では 2023 年 12 月に「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、中小河川の目標整備水準において気候変動を踏まえた年超過確率 1/20※規模の降雨に引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図る。

※「年超過確率 1/20」とは、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が 1/20(5%)であることを示している。

- 具体的には護岸の整備を進めるとともに、時間 50mm 降雨を超える部分の対策は、調節池の整備等により対応することを基本とする。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.b 2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「※仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

※2015 年に宮城県仙台市で「第 3 回国連防災世界会議」が開催され、防災に関する枠組みとして採択された。

No. 2 東京港・島しょ海岸保全施設整備事業

＜クライメートレジリエンス投資の適格性＞

■ 基準の適用

適応策	適用するクライテリア
洪水等による水害防止のための港湾施設等の整備	水インフラの基準(v3.4、CBI)

気候変動に対するレジリエンスへの貢献:整備対象は東京港沿岸部の防潮堤、水門、内部護岸、排水機場、島しょ部港湾海岸・漁港海岸の堤防、護岸施設である。東京都の沿岸部は、その地形から台風による高潮や風向きによる大きな波の影響を受けやすく、これまでにも多くの浸水被害が発生している。さらに、将来の気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化による沿岸部への影響が懸念されている。東京港は貿易港として発展して

きたため、海に面したところはふ頭や倉庫などが多いが、湾岸道路の内側には住宅、商業、公共の複合的な施設が密集している。江東、中央、港、港南地区の世帯数が多く、豊洲、晴海、有明北地区でも住宅の開発が進み、30 万世帯以上が沿岸部に居住している。このうち 10 万世帯近くが住む江東地区は満潮時に海面より低くなるゼロメートル地帯にある。島しょ部では可住地面積が少なく、港湾・漁港やその周辺海岸の背後の平坦地に人口が集中している。

2040 年代に向けたインフラ整備に際しての気候変動シナリオは、より安全な備えをする観点から、平均気温 2℃上昇を基本とする。東京湾岸では平均海面水位は 60cm 上昇として、高潮と波高は中心気圧 930hPa(伊勢湾台風 940hPa)の台風が東京湾に向かう経路を解析して推計。計画降雨量には 2℃上昇時の変化倍率 1.1 倍を加味する。島しょ部は東京湾岸とは地理的特性が違うため、同じ気候変動シナリオの下で別途、大規模な台風データの解析などを実施して、海面上昇、高潮偏差、波浪の変化を推計している。

東京港では防潮堤の高さが不足してくる地区から段階的に嵩上げを実施する。また、高潮による浸水を想定し、水門・排水機場における電気や機械設備を計画高潮位より高い位置に設置する等の耐水対策を実施する。水門閉鎖時において、降雨量の増大による内水氾濫を防ぐため、排水機場のポンプを増強し排水能力を強化する。上記施設については、耐水だけでなく耐震補強も行う。島しょ部では海面水位が年を経るにつれて上昇することを踏まえ、各海岸の状況を確認して対応策の優先順位をつける。護岸の嵩上げのほか海岸の利用環境に応じて離岸堤の設置や養浜などを組み合わせた施策も実施する。

不適切な適応がもたらすリスクの特定と管理:東京都は様々な分野にわたる適応策を横断的に検討・実施する必要があるという認識に基づき、気象データや適応策の影響などの情報を広く収集・分析して、各局と連携して「東京都気候変動適応計画」を推進していく。港湾地域の海岸保全については、「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」と「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき気候変動の影響の不確実性を考慮に入れて施策を実施する。

気候変動の緩和に対する DNSH:整備後の施設の運用中に大量の CO_2 が排出されることは想定されない。また建設工事においては環境負荷を最小限に抑える方針に従い、省エネルギーに努める。

＜環境改善効果及び SDGs 目標との関係＞

- 東京都では国の気候変動がもたらす影響への対応方針に沿って、令和5年3月に「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」を、令和 7 年 3 月には「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を改定している。

- 伊勢湾台風級の台風による高潮に加え、気候変動の影響により将来の気温が 2℃上昇すると想定した場合の海面上昇を考慮し、防潮堤の嵩上げを段階的に実施、気候変動の影響による降雨量が 1.1 倍に増加することを想定し、水門閉鎖時の運河の氾濫を防ぐため排水機場の増設を実施する。

- 伊豆諸島、小笠原諸島の海岸は、外洋に面していること、台風の通過コースに近いことおよび冬季の季節風が強いこと等による波浪の影響を受ける。「防護」「環境」「利用」を考慮した中長期的な海岸整備を行っている。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.b 2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。

No. 3 河川施設の耐震・耐水化

＜クライメートレジリエンス投資の適格性＞

■ 基準の適用

適応策	適用するクライテリア
高潮による水害防止のための河川施設の整備	水インフラの基準(v3.4、CBI)

気候変動に対するレジリエンスへの貢献：整備対象は東部低地帯を流れる河川において、地盤高が高潮の潮位より低く、浸水が生じる可能性がある範囲のうち、十分な耐震性能を有しておらず、損傷した場合に大きな浸水被害が生じる河川施設である。東部低地帯は満潮時に海面よりも低くなるゼロメートル地帯で昭和 30 年代あたりまで大きな水害が頻繁に発生していたが、堤防、水門、排水機場などの整備が進み、近年では大水害は発生していない。しかし地震によってこれらの施設が毀損することがあれば、広範囲の水害のリスクにさらされる脆弱な地形であることに変わりはない。一方で気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化によって水害が起こる頻度が高まることが想定される。台風等の影響により発生する高潮より低い地域が東京都特別区の面積全体の約 4 割、ゼロメートル地帯は 2 割あり、この地域に居住する人は約 150 万人いる。

防潮堤・護岸については地盤が低い区間から、水門・排水機場等については地震による損傷の可能性や損傷により機能を失った場合の影響度などを考慮して優先順位の高い施設から段階的に耐震・耐水対策を実施している。堤防についてはコンクリート堤防を補強するほか、土提の沈下を防ぐために地盤を改良。水門においては、高潮による浸水を想定して電気や機械設備を計画高潮位より高い位置に設置。排水機場では開口部からの浸水を防ぐ改修を実施。本事業を通じて最大級の台風や地震に備え、水害から都民の生命・財産を守る。

不適切な適応がもたらすリスクの特定と管理：東京都は様々な分野にわたる適応策を横断的に検討・実施する必要があるという認識に基づき、気象データや適応策の影響などの情報を広く収集・分析して、各局と連携して「東京都気候変動適応計画」を推進していく。河川については、令和 5 年 12 月に「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、河川全体の水利用、水関連生態系サービス等への影響を踏まえた「河川整備計画」に加えて、気候変動の影響の不確実性を考慮に入れて施策を実施していく。

気候変動の緩和に対する DNSH：対象プロジェクトの運用中に大量に CO2 が排出されることは想定されない。また建設工事においては環境への負荷を最小限に抑えるよう、省エネルギーに努めている。

＜環境改善効果及び SDGs 目標との関係＞

・ 東京都の東部低地帯といわれる低地は、隅田川、荒川、中川などの大きな河川とそれらの支川・派川が縦横に流れている。

・ こうした地域で気候変動を考慮した伊勢湾台風級（930hPa）の高潮から守るため、水門・排水機場など河川施設の耐震強化・耐水対策に要する整備などの各事業を実施している。

・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.7　2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。 11.b　2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1　気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2　気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

No. 4　下水道事業における浸水対策

＜クライメートレジリエンス投資の適格性＞

■　基準の適用

適応策	適用するクライテリア
浸水被害の軽減のための下水道施設の整備	水インフラの基準(v3.4、CBI)

気候変動に対するレジリエンスへの貢献：整備対象は、気候変動に伴う豪雨時に既存の下水道管の水位を引き下げるための幹線や貯留施設といった下水道施設である。区部全域において東京都豪雨対策基本方針（2023 年 12 月）で定めた目標整備水準である時間 75 ミリ降雨に対応する下水道施設整備を推進し、内水はん濫による被害の軽減を図る。

早期に被害を軽減するため、浸水実績に加え、事前防災の観点から流出解析シミュレーションの結果等を踏まえて浸水リスクが高い地区を重点的に整備する。大規模な施設整備には長期間を要するため、一部完成した施設を暫定的に貯留施設として稼働させることや、バイパス管の整備により下水の流れを切り替えるなどの短期対策を組み合わせて対応を図り、整備効果を速やかに発揮していく。

区部では、浸水被害の状況や対応内容に応じて 67 カ所が重点地区に該当している。そのうち 31 地区で対策が完了しており、令和 6 年度末時点で、雨水貯留施設 62 カ所（合計容量：約 70 万㎥）、雨水ポンプ施設 69 カ所（合計排水能力：毎分約 14 万㎥）が稼働している。

不適切な適応がもたらすリスクの特定と管理：東京都は様々な分野にわたる適応策を横断的に検討・実施する必要があるという認識に基づき、気象データや適応策の影響などの情報を広く収集・分析して、各局と連携して「東京都気候変動適応計画」を推進していく。下水道施設に関しては、「下水道事業における地球温暖化防止計画（アースプラン 2023）」および「東京都下水道事業経営計画 2026」に基づき、気候変動の影響の不確実性を考慮した対策を実施していく。

気候変動の緩和に対する DNSH：下水道事業では、温室効果ガスとして電力や燃料等の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素（CO_2）に加え、一酸化二窒素（N_2O）やメタン（CH_4）を排出することから、地球温暖化対策とエネルギー対策が重要である。東京都は下水道事業における地球温暖化防止計画（アースプラン 2023）を策定し、

2030 年に温室効果ガス排出量 50%以上削減、2050 年ゼロエミッションの実現を目指している。具体的な対応として、省エネルギーに資する設備の導入や再生可能エネルギーの更なる活用などの取組を強化していく。

＜環境改善効果及び SDGs 目標との関係＞

- 近年、全国の豪雨災害は増加しており、東京都においても時間 50 ミリを超える降雨が増加傾向にある。気候変動に伴う降雨量、大雨の発生頻度の増加が見込まれ、激甚化・頻発化する豪雨への対策強化が急務となっている。75 ミリ降雨に対応する下水道施設整備を推進することで、内水はん濫による被害を軽減する。実際、令和元年東日本台風時には雨水貯留施設の貯留率が全貯留量の約 6 割に達し、8 カ所の貯留施設がほぼ満水となり、浸水被害の軽減に大きな効果を発揮した。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	6.b 水やトイレをよりよく管理できるように、コミュニティの参加をすすめ、強化する。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。 11.b 2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

No. 5 無電柱化の推進

＜クライメートレジリエンス投資の適格性＞

■ 基準の適用

適応策	適用するクライテリア
東京都（島しょ部を除く）の無電柱化	送配電網と蓄電池の基準（2022 年 3 月、CBI）
島しょ部の無電柱化	CBRT に関する認証基準（2025 年 8 月、CBI）

気候変動に対するレジリエンスへの貢献：気候変動の影響で台風がますます大型化することが懸念されている。都道には約 52,200 本の電柱があるが、大型台風によって電柱が倒れたり、電線が切断されることで、道路が塞がれてしまう。その結果、住民の移動、災害時の救急活動や緊急物資等の輸送などに大きな支障が生じる可能性がある。道路上に張り巡らされた電線類等を地下に収容する無電柱化を推進して対策を実施し、台風等による電柱の倒壊等を防ぎ防災機能の強化を図る。本プロジェクト（島しょ部を除く）は、新たに接続された発電容量の 67%以上が 100g CO2e/kWh の閾値を下回っており、送配電網と蓄電池の基準の適格要件を満たしている。島しょ部のプロジェクトは、CBRT に関する認証基準の要件を満たしている。

電線を地中に敷設することによって、気象災害に関して、台風の強風などによる損傷を避けることができる一方で、長期の浸水による損傷の可能性や損傷時の復旧に時間を要するということが考えられる。東京都は風水害リスクの高い地域全体の取り組みとして TOKYO 強靭化プロジェクトに沿って対策を実施している。

不適切な適応がもたらすリスクの特定と管理: 東京都は様々な分野にわたる適応策を横断的に検討・実施する必要があるという認識に基づき、気象データや適応策の影響などの情報を広く収集・分析して、各局と連携して「東京都気候変動適応計画」を推進していく。送配電網を架空線から地中線に変えることには、損傷した場合の機能回復に時間が要することや送配電網以外の都市インフラも含めて設計・施工の柔軟性が低下するといったデメリットがある。このようなデメリットを考慮に入れて、地域ごとの都市機能や地理的条件を踏まえて無電柱化の設計・施工の計画を立てる。計画の前提条件を明確にして、気象データのモニタリングなどを通じて、想定値や対応を見直す体制がとられている。

気候変動の緩和に対する DNSH: 東京都を含め全国的に産業・業務・運輸部門などへの電力供給の脱炭素化は大きな課題であり、脱炭素電源の開発が各所で進められている。本州四島では送配電事業者間で相互連携の仕組みがあり、全体として脱炭素電源の新規接続の割合が大きくなってきている。無電柱化の促進はこのような気候変動の緩和の動きを阻害するものではない。本州四島と送電線が接続していない島しょ部でも、東京都は「ゼロエミッション東京戦略」に基づいて脱炭素化を進めている。化石燃料による発電のカーボンロックイン回避に向けてゼロカーボンアイランドの取り組みを推進している。また建設工事においては環境への負荷を最小限に抑えるよう、省エネルギーに努めている。

＜環境改善効果及び SDGs 目標との関係＞

- 東京では戦後、急増する電力・通信需要に対応するため、多くの電柱が建てられてきた。その結果、大規模地震や大型台風などの自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞や断線等により、避難や救急活動への支障、停電や通信障害が生じており、無電柱化による防災機能の強化が必要である。
- 具体的な施策としては電線共同溝等の整備により電線類を地下化する。環八通りといった幹線道路等のほか、大井・青海といった東京港湾地区では、防災力強化に特に寄与する緊急輸送道路から、重点的に推進していく。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.7　2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
	13.1　気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2　気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

No. 6　土砂災害対策施設･海岸保全施設の整備

＜クライメートレジリエンス投資の適格性＞

■　基準の適用

適応策	適用するクライテリア
気候変動に伴う土砂災害防止や被害軽減のための土砂災害対策施設･海岸保全施設の整備	CBRT に関する認証基準（2025 年 8 月、CBI）

気候変動に対するレジリエンスへの貢献：整備対象は主に東京多摩地域の山や丘陵、島しょ部の一般海岸（港湾･漁港以外）である。本プロジェクトは CBRT に関する認証基準を満たしている。

多摩地域では、山地の渓流周辺や丘陵地の斜面際まで宅地化が進んでいる。気候変動の影響により東京都では時間 50 ミリを超える集中豪雨の発生回数が近年増加傾向にあり、人家が土砂災害に遭う危険が高まっている。東京都内には土石流の恐れがある渓流が 2,046 カ所、地すべり発生の恐れがあるところが 31 カ所、急傾斜地の崩壊の発生の恐れのあるところが 13,650 カ所、それぞれ確認されている（2026 年3月末）。これらの脆弱な場所における人命･財産を保護するために、土石流災害を防ぐ砂防ダム、渓流保全工などの施設を整備する。また、がけ崩れを防ぐための擁壁、排水施設、法枠工などの斜面の安定を図る施設を整備する。

伊豆諸島の海岸は、外洋に面していること、台風の通過コースに近いこと及び冬季の季節風が強いこと等による波浪の影響を受け、侵食･後退が進行している。これらの島々の地形は急峻であり、住民は海岸に面したわずかな平地で生活を営んでいるため、高潮や波浪及び侵食による危険にさらされている。気候変動の影響による気象･海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇は、海岸侵食の進行による地盤崩壊や高潮や波浪の侵入の危険を高める。気候変動シナリオは、平均気温 2℃上昇を基本とする。島しょ部ではこのシナリオの下で大規模な台風データの解析などを実施して、海面上昇、高潮偏差、波浪の変化を推計している。現地状況を踏まえたうえで、護岸の嵩上げや離岸堤等を整備する。

不適切な適応がもたらすリスクの特定と管理：東京都は様々な分野にわたる適応策を横断的に検討･実施する必要があるという認識に基づき、気象データや適応策の影響などの情報を広く収集･分析して、各局と連携して「東京都気候変動適応計画」を推進していく。島しょ部の一般海岸の保全については「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき気候変動の影響の不確実性を考慮に入れて施策を実施する。

気候変動の緩和に対する DNSH：整備した防災施設の運用中に大量の CO2 が排出されることは想定されない。また建設工事においては環境への負荷を最小限に抑えるよう、省エネルギーに努めている。

＜環境改善効果及び SDGs 目標との関係＞

- 土砂災害への対策については、災害が発生した箇所のほか、保全対象の重要度（避難所、要配慮者利用施設など）や災害発生の危険性（土砂災害警戒区域内か特別警戒区域内か）を考慮して、砂防施設を計画的に整備している。ハード対策には、砂防事業（土石流対策）の他に、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業（がけ崩れ対策）がある。

- 砂防は土石流が発生するおそれのある箇所を砂防指定地に指定し、災害をもたらす土砂の発生や流出を抑制するため、土地の掘削･盛土や立木の伐採などの制限と併せて、砂防堰堤や渓流保全工などを整備する。

- 地すべり対策では、特に危険度の高い、あるいは重要な保全施設を有する箇所を地すべり防止区域に指定し、抑止杭や集水施設等の地すべり防止施設を整備している。

- 東京都における急傾斜地（がけ地）は、西多摩地域の山間部や武蔵野台地の崖線などに分布しており、急傾斜地の崩壊により被災するおそれのある箇所が都内全域に存在している。台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）から、住民の生命を保護することを目的に、崩壊防止工事の施工等、斜面崩壊を防止するための対策を推進している。

- 海岸保全施設については、台風や季節風などによる波浪から、国土及び海岸環境を保全するため、波浪被害の恐れが高い地域や、海岸の侵食が著しい 26 海岸、約 46km を海岸保全区域に指定し、護岸や人工リーフなどの海岸保全施設を整備している。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.b　2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1　気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2　気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

No. 7　港湾建設事業

＜クライメートレジリエンス投資の適格性＞

■　基準の適用

適応策	適用するクライテリア
気候変動に伴う暴風雨や高潮等による被害防止のための港湾施設の整備	CBRT に関する認証基準（2025 年 8 月、CBI）

気候変動に対するレジリエンスへの貢献：整備対象は、船舶の安全確保、公共上屋への浸水防止、ふ頭施設の損壊防止である。今年度の事業実施予定の利島は、人口 300 人程度で東京から約 100km～600km の太平洋上に点在する伊豆諸島に含まれる外海孤立型の離島である。全国でも有数の強風地帯であり、波浪の影響を受けやすく台風による被害が発生している。離島において港は物資の供給や人の移動の不可欠なライフラインと言え、気象災害に対して脆弱な部分は改善する必要がある。そのために経路港内に係留する船舶や港を出入りする船舶の強風・波浪によって損傷しないように防波堤を整備して港内の静穏を図ったり、航路や泊地などを整えたりする。船を避難誘導するための標識・無線等も整備する。上屋の浸水を防ぐために高潮、風波を考慮して用地を造成し、出入口に防波扉を設置する。ふ頭での荷役作業に必要な機械やターミナルなどが風波で損壊することを防ぐ。大型化する台風がもたらす強風や波浪から島民のライフラインを守る。本プロジェクトは CBRT に関する認証基準を満たしている。

不適切な適応がもたらすリスクの特定と管理：東京都は様々な分野にわたる適応策を横断的に検討・実施する必要があるという認識に基づき、気象データや適応策の影響などの情報を広く収集・分析して、各局と連携して「東京都気候変動適応計画」を推進していく。

気候変動の緩和に対する DNSH: 整備した施設の運用中に大量の CO2 が排出されることは想定されない。また建設工事においては環境への負荷を最小限に抑えるよう、省エネルギーに努めている。

＜社会的成果及び SDGs 目標との関係＞

- 伊豆・小笠原諸島の離島の港湾は、住民生活の向上と産業の振興に寄与するため、社会資本整備重点計画等に基づいて地域の実情に即して、以下の方針により整備を行う。
- 離島の港湾は、人や物の輸送拠点であるばかりでなく島民の経済、文化、医療等の生活基盤や産業基盤に直接影響を及ぼす基幹施設であり島の表玄関である。このため、係留施設、水域施設、外郭施設の整備及び既存施設の機能拡充等により、定期船の就航率向上を図るとともに、乗降や荷役作業の安全性や効率性の向上に努める。
- 港湾事業は地域住民など港湾施設を利用する人々への直接的な便益として、利用者の利便性の向上をもたらすとともに、必要なインフラを維持・長寿命化を図ることによる都民の負担の軽減に寄与する。後述のとおり特段ネガティブな要素はないものと考えられる。R&I はプロジェクトが社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。日本政府の SDGs の達成へ向けた「SDGs アクションプラン 2023」に示された優先課題④「持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備」に貢献すると考えられる。

SDGs 目標	
	9.1　すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7　2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
	13.1　気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2　気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境・社会面の目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。CBS・ICMA 原則に照らして評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

・ 充当可能事業について、下表の「環境」、「社会」及び「ガバナンス」側面における各項目に照らして適格性に関する評価を行い、その結果に基づき当該年度に発行するTOKYOレジリエンスボンドの対象事業候補の選定を行う。なお、対象事業の実施に伴う環境・社会的なリスクの低減のために、以下について対応していることを確認する。

・環境関連法令の遵守及び必要に応じた環境への影響評価の実施

・地域住民への十分な説明の実施

・環境に配慮した資材調達、環境負荷物質への対応、廃棄物管理及び労働安全面の配慮の実施

■充当可能事業の評価・選定項目

No.	評価側面	評価項目	視点
E-1	環境	正の影響の把握	充当事業の環境面での実施効果が定量的に把握できる、又はその効果が明確であること
E-2	環境	負の影響の低減	充当事業の実施に伴う、負の影響の低減に対する取組がなされていること
S-1	社会	正の影響の把握	充当事業の社会面での実施効果が定量的に把握できる、又はその効果が明確であること
S-2	社会	負の影響の低減	充当事業の実施に伴う、負の影響の低減に対する取組がなされていること
G-1	ガバナンス	政策・法令準拠	「2050 東京戦略」や地方財政法等に準拠した計画となっていること
G-2	ガバナンス	実現性／緊急性	事業の実現性、緊急性を示す特筆事項があること
G-3	ガバナンス	効果の持続性	充当事業により創出された環境・社会面の効果の持続性があること

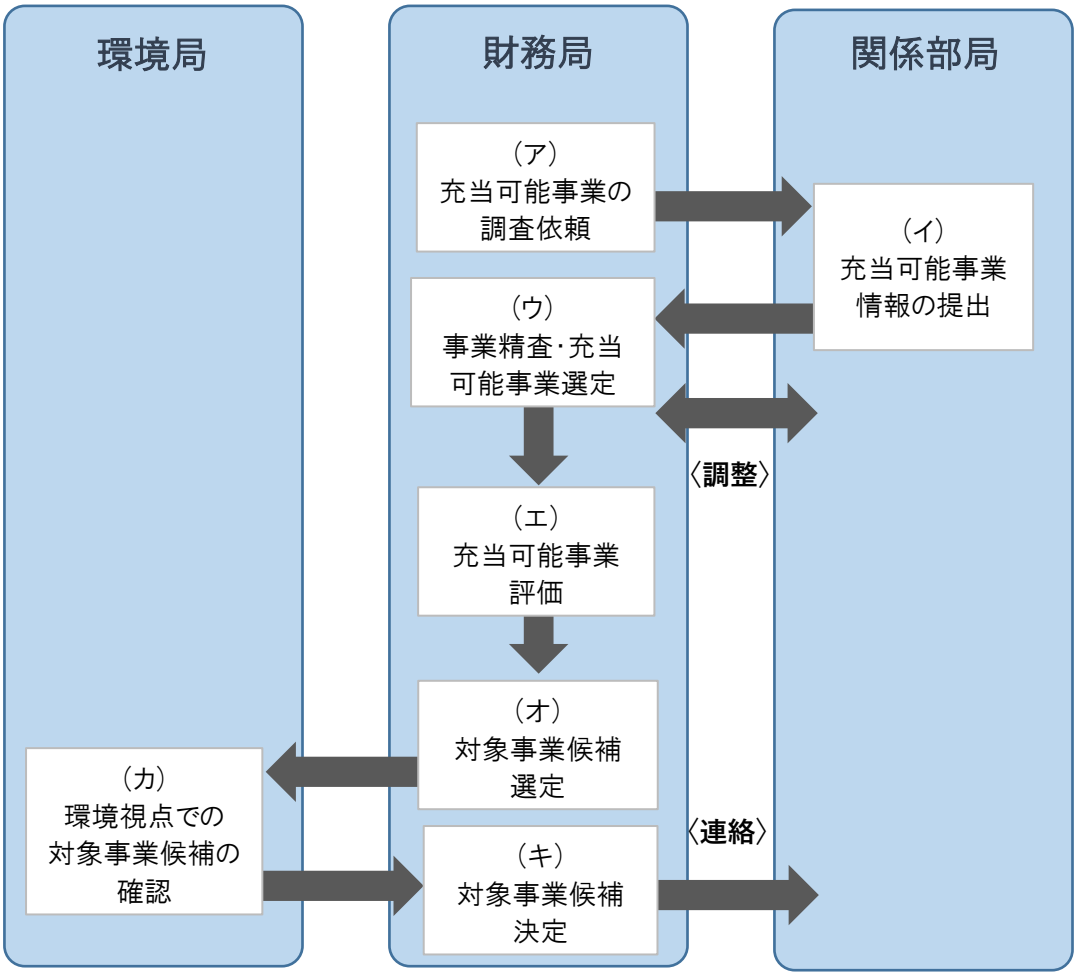
(2) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- グリーンプロジェクトについては東京都環境基本計画(2022 年 9 月)の掲げる「気候変動適応策の推進」への適合性を確認するとともに、特に、表の E-1・2 環境側面について優先的に評価する。
- ソーシャルプロジェクトについては気候変動を発端とする社会的課題を確認するとともに、特に、表の S-1・2 社会側面について優先的に評価する。
- いずれの場合においても、気候変動の影響に伴い支援が必要な人々を対象とする事業であること、及び明確な便益(新たな便益の発生又は既存の便益の維持)が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であることを考慮する。

(3) 評価と選定の手順・役割分担

- 財務局が関係部局に対し、TOKYOレジリエンスボンドの充当可能事業の調査を依頼
- 関係部局が、TOKYOレジリエンスボンドの要件に該当する事業を確認し、対象となり得る事業の情報を財務局へ提出
- 財務局が事業を精査し、充当可能事業を選定
- 財務局が充当可能事業を評価。評価においては、各事業の情報に基づき環境事業区分又は社会的課題を確認するとともに、「環境」、「社会」及び「ガバナンス」の側面に基づく評価等を実施。対象事業の実施に伴う環境・社会的なリスク低減への対応内容を確認
- 財務局が対象事業の候補を選定
- 環境局において、環境視点で対象事業の候補を確認
- 財務局が対象事業を決定(関係部局に対象事業の決定を連絡)

図表：対象事業の評価・選定フロー



［出所：TOKYOレジリエンスボンド・フレームワーク］

(4) モニタリング

・ 翌年度1回以上、関係部署等と連携して事業が適切に実施されていることを確認する。仮に問題が発生した場合には、関係部署と協議し、速やかに改善に向けた対応を進める。

4. 調達資金の管理

調達資金をTOKYOレジリエンスボンドに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。CBS・ICMA 原則に照らして調達資金の管理は適切である。

・ 地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある。このため、TOKYOレジリエンスボンドによる調達資金は全額、原則として当該年度中に支出し、対象事業に充当される。TOKYOレジリエンスボンドによる調達資金の充当予定事業や充当予定額については、財務局が事業所管局に執行状況等を確認した上で決定し、発行前に公表する。

・ 財務局は、TOKYOレジリエンスボンドの対象事業に対する資金充当状況を必要に応じて追跡できるように

執行実績を管理し、翌年度に調達資金の全額が事業に充当されたことを確認し、それらはレポーティングに基づき公開する。

・ TOKYOレジリエンスボンド発行後、調達資金については、資金使途を明確にするため、東京都予算事務規則に基づき歳入予算を経理区分(款、項及び目、節)に応じて分類し管理を行う。また、調達資金が充当されるまでの間、東京都公金管理ポリシーに基づき管理を行う。さらに、TOKYOレジリエンスボンドによる調達資金を充当した事業に係るものも含め、都の歳入歳出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見とともに議会の認定に付される。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。グリーンプロジェクトの環境改善効果に係る指標・ソーシャルプロジェクトの社会的効果に係る指標は、環境面での目標・社会的な目標に整合している。CBS・ICMA 原則に照らしてレポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

・ TOKYOレジリエンスボンドの発行の翌年度末までに、TOKYOレジリエンスボンドで調達した資金の各事業への充当結果等を公開する。具体的には以下の手順により、都のホームページで公開する。

- 財務局が対象事業の所管部局に対して、支出状況を確認
- 財務局が、TOKYOレジリエンスボンド調達資金の充当額の内訳を決定
- 充当結果の取りまとめ及びインパクトレポートを作成し、都のホームページで公開
- 個別の事業に複数年度にわたってTOKYOレジリエンスボンドによる調達資金を充当する場合、それに係る情報も記載

内容	時期
フレームワーク	常時
対象事業の詳細決定 － 事業区分 － 事業名 － 想定される効果 － 充当予定額又は充当予定割合	発行前
対象事業の充当結果及びインパクトレポート － 事業区分 － 事業名 － 効果 － 資金充当額	発行翌年度
対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合にその内容	発生した場合

(2) 環境改善効果及び社会的な効果に係る指標

No.	事業区分(東京都)	対象事業	レポーティング指標
1	浸水対策	中小河川の整備	河川の整備率(%)、調節池の貯留量(㎥)
2		東京港・島しょ海岸保全施設整備事業	整備延長(km)、施設数
3		河川施設の耐震・耐水化	整備延長(km)
4		下水道事業における浸水対策	重点地区で効果を発揮した地区の割合(%)、耐水化により揚水機能等の確保が完了した水再生センター・ポンプ所等の割合(%)
5	暴風雨対策	無電柱化の推進	整備延長(km)、整備空港数、整備港数
6		土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備	整備箇所数
7		港湾建設事業	整備港数

以　上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、 R&I に帰属します。 R&I の事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&I は、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&I の R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見です。R&I グリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&I グリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I は R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&I の判断で R&I グリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&I は、R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&I の R&I グリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報や R&I グリーンボンドアセスメントの使用、あるいは R&I グリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022 年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html）に開示しています。

R&I は 2022 年 12 月、金融庁が公表した「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の 6 つの原則とその実践のための指針への R&I の対応状況については R&I のウェブサイト（https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&I と資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&I は ESG ファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客に R&I の ESG ファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&I は、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。